

平成 29 年度 特定機能病院管理者研修事業実施団体公募要領

1 総則

本要領は厚生労働省が特定機能病院管理者研修事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)により行う、特定機能病院管理者研修事業(以下「本事業」という。)を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

2 目的

特定機能病院の承認要件の見直しに関連して、特定機能病院の医療安全確保を図るため、医療安全管理に精通した管理者、医療安全管理責任者などを養成することを目的とする。

3 事業の実施主体

公募により採択された団体

4 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から平成 30 年 3 月 31 日まで

5 研修の内容等について

- (1) 開催回数：年 6 回程度(受講対象者が、このうち 1 回参加することを想定)
- (2) 開催期間：1 回当たり 1 日～2 日間程度
- (3) 受講者数：1 回当たり 60 人程度
- (4) 受講資格：特定機能病院の医療安全管理に携わる(予定も含む。)以下の者とする。
 - ① 管理者
 - ② 医療安全管理責任者
 - ③ 医薬品安全管理責任者
 - ④ 医療機器安全管理責任者
- (5) 講 師：講習科目を教授できる大学教授又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- (6) 研修内容：別紙 1 の通り。
- (7) そ の 他：
 - ① 研修の内容等については、厚生労働省医政局総務課と十分に協議を行った上で決定すること。
 - ② 研修については、多くの者が受講できるよう日時を設定するなど、受講者への配慮を行うこと。
 - ③ 研修期間中、専門に利用できる教室、演習室(実習のため)が確保できること。
 - ④ 教室、演習室は採光、換気等が適当であり、学習環境に配慮がされていること。
 - ⑤ 受講者に対し参考となる文献等の教材を配布すること。

- ⑥ 研修実施後は、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告すること。

7 本事業に係る委託費の交付について

本事業の委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成 12 年 厚生省 労働省 令第 6 号）の定めるところによる。

8 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

9 応募方法等

- (1) 企画書の作成及び提出

「平成 29 年度特定機能病院管理者研修事業応募申込書」（別添 1）とともに、以下の項目について具体的に記載した、「平成 29 年度特定機能病院管理者研修事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目】（用紙サイズは A4 とし、①～⑤の様式は任意とする）

- ①本事業を実施する組織体制（団体内組織体制、関連する学会等との連携の有無、検討会の構成員など）
- ②平成 29 年度における事業計画（実施内容と実施スケジュール（月毎））
- ③研修内容
 - ・プログラム（担当講師、実習・座学の別も記載のこと）
 - ・研修場所
- ④研修の周知方法、受講者の募集方法・選定基準
- ⑤事業に係る費用積算（別添 2）
- ⑥類似業務の実績とその内容

(2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

①提出期間 平成 29 年 7 月 14 日～平成 29 年 8 月 4 日 ※消印有効

②提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局総務課情報企画係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「平成 29 年度特定機能病院管理者研修事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局総務課

TEL：03-5253-1111

FAX：03-3501-2048

制度・内容関係：石川（2522）

予算・手続関係：岡村（2520）

※ 問い合わせは、

平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分（正午～午後 1 時を除く）とする。

③提出書類及び部数

ア 平成 29 年度特定機能病院管理者研修事業応募申込書 ・・ 1 部

イ 平成 29 年度特定機能病院管理者研修事業企画書 ・・ 10 部

ウ 団体経歴（概要）、財務諸表、定款等の応募団体の活動が分かる資料・・10 部

10 実施団体の選定について

厚生労働省医政局総務課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「平成 29 年度特定機能病院管理者研修事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）